

5 輸国第 1385 号  
令和 5 年 6 月 27 日

北海道農政事務所長  
各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長  
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の  
別紙の一部改正について

我が国からオーストラリア向けに輸出されるかきについては、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 AU-S2「オーストラリア向け輸出かきの取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、オーストラリア政府との協議の結果、令和 5 年 7 月以降、日本政府からオーストラリア政府へ電子的にかきの原産地証明書を送付することとされたことを踏まえ、取扱要綱を改正し、令和 5 年 7 月 1 日より施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。